

## 受講資格

看護師等養成所の実習施設で実習指導の任にあたる者又は将来実習指導者となる予定の者で、次の（１）（２）（３）の条件のいずれも満たし、かつ（４）～（８）の条件のいずれかに該当する者。

- （１）保健師、助産師又は看護師の業務経験が３年以上ある者
- （２）愛知県内の看護師等養成所、又は愛知県内の看護師等養成所の実習施設に勤務し、施設長の推薦のある者
- （３）専任教員養成講習会又は臨地実習指導者講習会を未受講の者
- （４）保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師
  - ①市町村
  - ②保健所
  - ③地域包括支援センター
  - ④精神保健福祉センター
  - ⑤事業所
  - ⑥学校
  - ⑦社会福祉施設
  - ⑧上記①～⑦に類する施設
- （５）助産師養成所における助産学実習を行う以下に掲げる実習施設の助産師
  - ①診療所
  - ②助産所
  - ③保健所
  - ④市町村保健センター
  - ⑤母子保健センター
  - ⑥上記①～⑤に類する施設
- （６）看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、在宅看護論実習または地域・在宅看護論実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師、助産師または看護師
  - ①診療所
  - ②訪問看護ステーション
  - ③介護老人保健施設
  - ④介護老人福祉施設
  - ⑤保健所
  - ⑥地域包括支援センター
  - ⑦在宅介護支援センター
  - ⑧社会福祉施設
  - ⑨療養通所介護事業所
  - ⑩上記①～⑨に類する施設
- （７）准看護師養成所における老年看護実習または母子看護実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師、助産師または看護師
  - ①診療所
  - ②介護老人保健施設
  - ③介護老人福祉施設
  - ④社会福祉施設
  - ⑤上記①～④に類する施設
- （８）看護師等養成所で（４）～（７）に掲げる実習において現に実習指導の任にある者